

JOSSCAマイスター資格規定

一般社団法人 日本オーダースーツ技能認定協会

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人 日本オーダースーツ技能認定協会（以下、当協会と称する）の認定するマイスター資格に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条

1. 本規程において使われる用語は、次の各項に定義した通りである。
2. 会員とは、当協会会員の総称である。
3. マイスター資格とは、当協会の認定するマイスター、ハイマイスター、オーバーマイスターの資格の総称である。
4. 書面とは、当協会が指定した書式による文書、または任意の書式による文書(電子書面を含む)を指す。また、入会時に登録している電子メールアドレスからの発信による当協会事務局への通知、連絡も書面と見なす。

(基本要件)

第3条 マイスター資格は、当協会の正会員、当協会が主催するマイスター養成講座、或は当協会が認定する講師によるマイスター養成講座を修了したものでなければ取得することができない。

(修得単位)

第4条 マイスター資格を得ようとする者は、当協会に入会すると共に、マイスター養成講座の正規の課程において、次に定める授業科目を受講しなければならない。

①マイスター

授業科目	最低受講時間数
オーダースーツの基本的な数値と考え方	5時間
ジャケットを着せつけた時に見るべき箇所	5時間

②ハイマイスター

授業科目	最低受講時間数
補正図の基本と理解	12時間

③オーバーマイスター

授業科目	最低受講時間数
実践的なシュミレーションと補正図の製図	24時間

(マイスター技能認定試験)

第5条 マイスター技能認定試験（以下「認定試験」と称する）は、当協会の主催、或は当協会の認定する講師の主催において、マイスター養成講座の修了後の3ヶ月以内に実施する。

2 認定試験は、次の各号の資格区分ごとに行う。

- (1) マイスター資格
- (2) ハイマイスター資格
- (3) オーバーマイスター資格

3 認定試験の受験資格は、当協会の正会員であり、前項の資格区分毎のマイスター養成講座を修了したものに与える。

(受験料)

第5条の2 認定試験の受験料は、前条第2項の区分ごとに受験者1名につき次の各号のとおりとする。

- (1) マイスター資格 税込11,000円
- (2) ハイマイスター資格 税込14,300円
- (3) オーバーマイスター資格 税込16,500円

(マイスター資格認定証)

第6条 第3条及び第4条に定める要件を満たし、第5条に定める認定試験に合格した者は、マイスター資格認定証（以下「認定証」と称する）の交付を申請することができる。

2. マイスター資格認定証及び資格に基づく権利は、当該資格取得者以外の者に使用許諾、貸与、譲渡、相続等を行うことはできない。
3. マイスター資格認定証を紛失した場合は、速やかに当協会事務局に届け出たうえで、手数料1,500円を添えて、再発行の手続きを行うことによって再発行する事ができる。

(マイスター資格の有効期限、及び更新)

第7条 当協会のマイスター資格の有効期限、及び更新に関する要件は、次の各号の通りとする。

1. 当協会の認定するマイスター資格の有効期限は、マイスター資格の認定日及び更新日から3年目に属する月の末日までとする。
2. 当協会の認定するマイスター資格の継続を希望するものは、当協会が開催するマイスタースキル向上研修を年1回受講すると共に、有効期限満了日までに当協会に対してマイスター資格継続申請をおこなう事によって、有効期限の満了日より3年間延長されるものとする。
3. 有効期限満了日までにマイスター資格継続申請が行わなかったものは、マイスター資格を喪失する。

(マイスター資格の再取得と特例)

第8条 マイスター資格を喪失したものが、再びマイスター資格の認定を得ようとする場合は、以下の各号の通りとする。

1. マイスター資格を喪失し、再びマイスター資格の認定を得ようとするものは、第5条2項の資格区分毎の資格試験を再度合格する事によって、再認定を得る事ができる。

2. 前項を満たす事が出来ない場合は、第5条2項の資格区分毎のマイスター講座を再度修了する事によって、再認定を得る事ができる。
3. マイスター資格の再認定を得ようとするものは、当協会の正会員でなければならない。

(マイスター資格の停止・解除)

第9条 本規程及び当協会会員規約第12条の定めに違反したものは、当該違反者に対して事前に通知及び勧告することなく、当該違反者のマイスター資格を停止または解除することができる。

- 2 前項の定めによってマイスター資格を解除されたものは、マイスター資格を喪失したものとみなす。

(規則の遵守)

第10条 マイスター資格の認定を希望するもの、及びマイスター資格を有するものは、本規程及び当協会の会員規約、その他規程類を遵守しなければならない。

(規程の変更)

第11条 この規程は、当協会執行部の議決を経なければ変更できない。

附則

この規程は、令和4年11月05日から施行する。